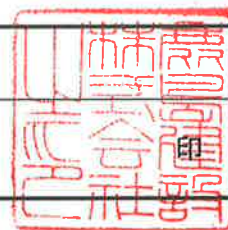


Ver 1.5

オフセット・クレジット(J-VER)制度に基づく
温室効果ガス吸収プロジェクト申請書

プロジェクト名	鹿島社有林整備吸収源プロジェクトその2(福島)
プロジェクト 代表事業者名	鹿島建設株式会社



提出日 2010年 2月 24日
受理日 2010年 3月 24日
最終版提出日 2010年 6月 28日

A:参加者情報			
プロジェクト代表事業者 ※1			
事業者名(フリガナ)	鹿島建設株式会社(カジマケンセツカブシキガイシャ)		
住所	東京都港区元赤坂1丁目3番1号		
代表者氏名	中村満義	担当者氏名	三浦一彦
担当者所属	環境本部	担当者役職	次長
担当者 E-mail	miurakaz@kajima.com	担当者電話番号	03-5544-0743
プロジェクトでの役割	プロジェクト統括、森林所有、森林施業実施委託		
プロジェクト事業者 ※2			
事業者名(フリガナ)	鹿島建設株式会社(カジマケンセツカブシキガイシャ)		
住所	東京都港区元赤坂1丁目3番1号		
代表者氏名	中村満義	担当者氏名	三浦一彦
担当者所属	環境本部	担当者役職	次長
担当者 E-mail	miurakaz@kajima.com	担当者電話番号	03-5544-0743
プロジェクトでの役割	プロジェクト統括、森林所有、森林施業実施委託		
プロジェクト参加者 ※3,4			
事業者名(フリガナ)	かたばみ興業株式会社(カタバミコウギョウカブシキガイシャ)		
住所	東京都港区赤坂5-2-39 円通寺ガドリウスビル		
代表者氏名	鹿島順介	担当者氏名	高野 充
担当者所属	山林部	担当者役職	部長
担当者 E-mail	takano@katabami.co.jp	担当者電話番号	03-5572-7511
プロジェクトでの役割	森林施業実施受託		
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者 ※5			
事業者名(フリガナ)	鹿島建設株式会社		
オフセット・クレジット (J-VER)口座番号 ※6	JP-100-20000-00001-00065-00		
ダブルカウントの防止措置を講ずる事業者	鹿島建設株式会社		
公的な報告・公表制度	該当なし		




自主的な報告・公利 対象	該当なし
-----------------	------

- ※1:プロジェクト代表事業者のパンフレット等、事業内容の説明資料を別途添付すること。プロジェクト代表事業者以外の主なプロジェクト事業者・プロジェクト参加者についてもパンフレット等を添付すること。
- ※2:プロジェクト事業者とは、当該プロジェクトの実施に携わる者のうち、実際に温室効果ガス吸収活動を実施する者を指す。プロジェクト代表事業者と同一の場合は、その旨を記載すること。
- ※3:プロジェクト参加者とは、プロジェクト代表事業者・プロジェクト事業者以外に当該プロジェクトの実施に携わるすべての者を指す。
- ※4:プロジェクト参加者が複数いる場合には、それぞれの参加者の役割及び関係の概要を説明した資料を添付すること。
- ※5:オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者は、プロジェクト代表事業者、プロジェクト事業者、プロジェクト参加者のうちのいずれかであること。
- ※6:オフセット・クレジット(J-VER)口座番号は、口座未取得の場合は記入不要。
- ※7:オフセット・クレジット(J-VER)の発行がなされる場合、ダブルカウントを避けるための所要の措置をとる義務が生じる。詳細は、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款を参照すること。

B:プロジェクト活動の概要①

B.1 プロジェクト活動	項目																											
	<p>B.1.1 プロジェクトの目的及び内容</p> <p>鹿島建設は、全国に約1000haの山林を所有しグループ会社のかたばみ興業(1941年(昭和16年)鹿島建設(当時鹿島組)の山林部から独立)に山林の管理・施業を委託している。材価が低迷し従来行ってきた森林施業の継続が難しくなっている中、CO₂の吸収増大、生物多様性に適した環境の創造、森林体験や癒しなどの新しい森林の環境価値を創造・活用するために社有林の整備を実施している。</p> <p>本プロジェクトは、スギ林の間伐に加えて広葉樹林の間伐(抜き切り)、弦切り、下草刈りなどにより魅力ある広葉樹林整備を実施するサイトとして福島県耶麻郡天栄村の羽鳥山林及び福島県耶麻郡猪苗代の日影山山林をとりあげ、生物多様性にも優れた美しい森づくりを行い、同時に温室効果ガスの吸収力を高めるものである。</p> <p>B.1.2 プロジェクト実施前の状況</p> <p>福島県・羽鳥山林</p> <p>山林の全面積は約70haであり、約6haのスギ人工林を除いては広葉樹林である。広葉樹林については、それまで手付かずであったものを、2003年度から広葉樹林改良事業として間伐(抜き切り)や蔦切を実施している。</p> <table border="1" data-bbox="395 1182 847 1323"> <caption>○スギ</caption> <thead> <tr> <th>林齢</th> <th>面積(ha)</th> <th>立木材積(m³)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25</td> <td>4.9</td> <td>1,779</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="890 1182 1342 1323"> <caption>○広葉樹</caption> <thead> <tr> <th>林齢</th> <th>面積(ha)</th> <th>立木材積(m³)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>44</td> <td>11</td> <td>1,056</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ヒノキ</p> <table border="1" data-bbox="395 1368 847 1469"> <thead> <tr> <th>林齢</th> <th>面積(ha)</th> <th>立木材積(m³)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>22</td> <td>0.6</td> <td>112</td> </tr> </tbody> </table> <p>福島県・日影山山林</p> <p>山林の全面積は約110haであり、このうち約30haはスギやカラマツを主とする人工林であり、残る80haは広葉樹林である。人工林については、適宜間伐を実施してきたが、広葉樹林については、それまで手付かずであったものを2006年度から間伐(抜き切り)や蔦切を行う広葉樹改良事業として実施している。</p> <p>○広葉樹</p> <table border="1" data-bbox="395 1805 874 1951"> <thead> <tr> <th>林齢</th> <th>面積(ha)</th> <th>立木材積(m³)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>36</td> <td>4</td> <td>154.4</td> </tr> <tr> <td>42~43</td> <td>19.0</td> <td>923.4</td> </tr> </tbody> </table>	林齢	面積(ha)	立木材積(m ³)	25	4.9	1,779	林齢	面積(ha)	立木材積(m ³)	44	11	1,056	林齢	面積(ha)	立木材積(m ³)	22	0.6	112	林齢	面積(ha)	立木材積(m ³)	36	4	154.4	42~43	19.0	923.4
林齢	面積(ha)	立木材積(m ³)																										
25	4.9	1,779																										
林齢	面積(ha)	立木材積(m ³)																										
44	11	1,056																										
林齢	面積(ha)	立木材積(m ³)																										
22	0.6	112																										
林齢	面積(ha)	立木材積(m ³)																										
36	4	154.4																										
42~43	19.0	923.4																										

	<p>B.1.3 排出削減・吸収の達成手段</p> <p>間伐(抜き切り)による。スギ林の間伐は、造林後 15 年～20 年で除間伐を行い、その後、成長の具合を見ながら 30 年～40 年で再度実施する。間伐率は、自治体の指導による 20%～30%(定性)を基本とする。</p> <p>広葉樹の間伐(抜き切り)については、自治体の指導による 40%前後(定性)を標準とし、補助金の受給計画に合わせて毎年少しずつ順次実施するものとする。</p>	
<p>B.2 採用技術</p>	<p>プロジェクトで使用する設備・機器等</p> <p>① チェンソーなどの間伐作業等に使用する一般的な機器</p> <p>② コンパス測量機器(以下を予定)</p> <p>羽鳥: MapStar system compass module II・ Trupulse200 購入:H19年 牛方ポケットコンパス(上記購入以前)</p> <p>日影山: MapStar system compass module II・ Trupulse200 購入:H19年 牛方ポケットコンパス(上記購入以前)</p> <p>③ 樹高測定機器(以下を予定)</p> <p>日影山: ブルーメライス 購入:H19年</p> <p>羽鳥: ブルーメライスを予定</p>	
<p>B.3 プロジェクト 実施場所</p>	<p>実施事業所名</p>	<p>①福島県・羽鳥山林</p> <p>②福島県・日影山山林</p>
	<p>住所</p>	<p>①福島県岩瀬郡天栄村大字羽鳥萩ノ倉 地番 1-1, 1-9, 1-10, 1-14</p> <p>②福島県耶麻郡猪苗代町大字養蚕字日影山乙 地番 3996-1</p>

<p>概要</p>		<p>位置図</p> 
		<p>①羽鳥山林(※下図中の赤く塗られた部分)</p>  <p>●サイト入口部座標：北緯 37 度 16 分 19 秒 東経 140 度 5 分 5 秒</p> <p>②日影山山林(※下図中の赤く塗られた部分)</p>  <p>●日影山山頂座標：北緯 37 度 36 分 2 秒 東経 140 度 13 分 13 秒</p>

B: プロジェクト活動の概要②							
B.4 プロジェクト期間		2007年 4月 1日 ~ 2013年 3月 31日(6年0ヶ月)					
B.5 クレジット期間 ※1		2008年 4月 1日 ~ 2013年 3月 31日					
B.6 想定排出削減 ・吸収量 ※2	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
	t-CO2	87	109	129	143	163	631
B.7 モニタリング報 告の頻度	年一回を予定						
B.8 補助金	受給の有無 (いずれかに○)	受給している / 申請中 / 検討中 / 受給しない					
	補助事業名称	流域循環資源林整備事業他					
	補助金額 (申請額含む)	①羽鳥山林 1,584,086 円(当社受給分のみ) ②日影山山林 1,312,227 円(当社受給分のみ)					
	補助対象年月日	2007年 4月 1日 ~ 2013年 3月 31日(予定)					
	補助金を受給している ことを証明する書類	資料 1-S 参照					
B.9 他制度への申 請 ※3	申請の有無 (いずれかに○)	有 / 無					
	制度名 (有の場合のみ)	該当なし					
備考	<p>(プロジェクトの排出削減・吸収量やプロジェクトの実施に影響を与える現在もしくは将来的なリスク要因(例えば森林火災、気象災害、病虫害やこれらに伴う排出量がプロジェクトの吸収量を上回るリスクなど)を特定し、影響の軽減措置を記述すること。)</p> <p>(リスク要因と軽減措置について)</p> <p>本プロジェクトの対象地域において森林火災、土砂崩れ等の事例はなく、病虫害・獣害についてもこれまで特に報告はない。今後の防止に関しては、いずれのリスクに対しても自治体や森林組合等からの情報収集に努め、随時点検等を行い、監視に努めている。</p>						

※1: クレジット期間は、2008年4月1日~2013年3月31日の間で設定すること。

※2: 想定排出削減・吸収量の算定根拠をモニタリングプランで提示すること。

※3: 海外の VER 制度や都道府県等のCO2吸収量認証等、類似制度への申請の有無を記入。これは、一つのプロジェクトによる排出削減・吸収量に基づくクレジットが複数創出される等の、ダブルカウントを避けるためである。

C:方法論の適用		
C.1 ポジティブリストの 適格性基準 との整合性	C.1.1 ポジティブリストの番号	No. R. <u>001</u>
	条 件	説 明 ※1
	C.1.2 条件1	プロジェクト実施地はそれぞれ地域森林計画が福島県により策定されており、森林法第5条に定める森林である。 羽鳥山山林－阿武隈川森林計画 日影山山林－会津森林計画
	C.1.3 条件2	プロジェクト実施地において行われる施業が以下の 2 つの条件を満たす間伐、主伐、植栽である。 ① クレジット発行対象期間内に当該プロジェクト実施地の森林施業計画や森林認証の森林計画書において転用及び主伐が計画されていない。 ② 2007年4月1日以降に森林施業計画等に基づき施業(間伐)されたものであること。
	C.1.4 条件3	プロジェクト実施地は、以下に示すようにいずれも森林施業計画の認定を受けた森林であり、それぞれの森林施業計画書の長期方針において間伐を主体とした長期施業の方針がうたわれている。 福島羽鳥山林 : 認定番号 19-2 期間(H19年 6月21日～H24年 6月20日) 認定者:天栄村 福島日影山林 : 認定番号 20-1(変 1-20) 期間(H19年 7月 2日～H24年 6月30日) 認定者:猪苗代町
C.2 適用方法論	方法論番号	JRAM <u>001</u>
	方法論名称	JRAM001 -森林経営活動によるCO ₂ 吸収量の増大(間伐促進型プロジェクト)に関する方法論

C.3 適用するガイドライン等	C.3.1 ガイドライン等への準拠	(オフセット・クレジット(J-VÉR)制度モニタリング方法ガイドラインに準拠しない場合の説明)	
		準拠の説明	説明
		<input type="checkbox"/> 全く準拠しない	
		<input checked="" type="checkbox"/> 一部準拠しない	林分材積表(広葉樹)に樹高のデータがないため、地位級は3を採用する。
	<input type="checkbox"/> 全て準拠する		
注) 全て準拠する場合は、説明は不要。			

	C.3.2 ガイドライン等が複数ある場合の選択	(オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドラインのモニタリングパターンを選択する場合)		
		モニタリングパラメータ	モニタリングパターン	選択の理由
		活動量	<input type="checkbox"/> 森林 GIS	
			<input checked="" type="checkbox"/> 実測	活用可能な森林 GIS が整備されていないため
		拡大係数	<input type="checkbox"/> 実測	
<input checked="" type="checkbox"/> 公表資料、学術論文等	「京都議定書書3条及び4の下でのLULUCF活動の補足情報に関する報告書」として公表されている。			
収穫予想表	<input type="checkbox"/> システム収穫表(LYCS等)			
	<input checked="" type="checkbox"/> 文献・資料(行政機関の資料・学術論文等)	羽鳥山林スギー福島県林分材積表(スギ)、広葉樹ー第3次国有林野施業実施計画書(阿武隈川森林計画区・会津森林計画区)、羽鳥山林ヒノキーヒノキ人工林収穫予想表等作成に関する基礎調査書(附表2)、立木幹材積表東日本編		
注) 選択理由の説明においては、証拠書類等の該当箇所が明確になるよう、対応ページ・箇所の明示を行うこと。なお、説明に使用した資料は、名称及び添付資料番号を明記し、巻末の添付資料一覧に整理すること。				
C.4 プロジェクトが実施されなかった場合の状態(ベースラインシナリオ)	C.4.1 ベースラインシナリオの特定	(プロジェクトが実施されなかった場合の状態(ベースラインシナリオ)の説明)		
		森林を適切な状態に保つために必要な間伐が2007年度以降に実施されていない状態。		
		(ベースラインシナリオ特定に使用したデータの信頼性・入手可能性)		
		データの信頼性・入手可能性	説明	
		<input type="checkbox"/> 低い		
		<input checked="" type="checkbox"/> 低くない		

	<p>(森林施業計画通りに施業を実施しない可能性に関する情報)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">施業計画通りに実施しない可能性</th> <th style="width: 60%;">説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/>可能性がある</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/>可能性がない</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(プロジェクトの対象である森林が転用される可能性に関する情報)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">転用の可能性</th> <th style="width: 60%;">説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/>可能性がある</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/>可能性がない</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施業計画通りに実施しない可能性	説明	<input type="checkbox"/> 可能性がある		<input checked="" type="checkbox"/> 可能性がない		転用の可能性	説明	<input type="checkbox"/> 可能性がある		<input checked="" type="checkbox"/> 可能性がない	
	施業計画通りに実施しない可能性	説明											
<input type="checkbox"/> 可能性がある													
<input checked="" type="checkbox"/> 可能性がない													
転用の可能性	説明												
<input type="checkbox"/> 可能性がある													
<input checked="" type="checkbox"/> 可能性がない													
<p>C.4.2BLS に関連した温室効果ガス排出源・吸収源の特定</p>	<p>(温室効果ガス排出源・吸収源)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">温室効果ガス排出源・吸収源</th> <th style="width: 40%;">説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>森林プロジェクトで対象となる排出源・吸収源</td> <td>地上部バイオマス・地下部バイオマス</td> </tr> <tr> <td>上記に含まれないプロジェクト固有の排出源・吸収源</td> <td>無し</td> </tr> </tbody> </table> <p>リーケージに関しては、以下のリストから該当するものがあればボックスにチェックを入れること。また、チェックしたリーケージは、モニタリングプランにおいて定量化すること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">リーケージの種類</th> <th style="width: 50%;">説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/>本プロジェクト実施による、プロジェクト対象地外での吸収量を減少させる活動の増加</td> <td>該当無し</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>本プロジェクト実施による、プロジェクト対象地外における排出量を増加させる活動の増加</td> <td>該当無し</td> </tr> </tbody> </table>	温室効果ガス排出源・吸収源	説明	森林プロジェクトで対象となる排出源・吸収源	地上部バイオマス・地下部バイオマス	上記に含まれないプロジェクト固有の排出源・吸収源	無し	リーケージの種類	説明	<input type="checkbox"/> 本プロジェクト実施による、プロジェクト対象地外での吸収量を減少させる活動の増加	該当無し	<input type="checkbox"/> 本プロジェクト実施による、プロジェクト対象地外における排出量を増加させる活動の増加	該当無し
温室効果ガス排出源・吸収源	説明												
森林プロジェクトで対象となる排出源・吸収源	地上部バイオマス・地下部バイオマス												
上記に含まれないプロジェクト固有の排出源・吸収源	無し												
リーケージの種類	説明												
<input type="checkbox"/> 本プロジェクト実施による、プロジェクト対象地外での吸収量を減少させる活動の増加	該当無し												
<input type="checkbox"/> 本プロジェクト実施による、プロジェクト対象地外における排出量を増加させる活動の増加	該当無し												

		<p>(温室効果ガス排出源・吸収源を特定するために使用した追加的な基準)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>温室効果ガス排出源・吸収源 特定のための追加的な基準</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/>使用</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/>使用しない</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	温室効果ガス排出源・吸収源 特定のための追加的な基準	説明	<input type="checkbox"/> 使用		<input checked="" type="checkbox"/> 使用しない	
温室効果ガス排出源・吸収源 特定のための追加的な基準	説明							
<input type="checkbox"/> 使用								
<input checked="" type="checkbox"/> 使用しない								
C.5 排出量・ 吸収量の定 量化	C.5.1 不確か なデータの使 用	<p>(吸収量の定量化における不確かなデータの使用)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>不確かなデータの使 用</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/>使用する</td> <td>(不確かなデータを使用することによる吸収 量の過大評価がないことを説明すること。)</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/>使用しない</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	不確かなデータの使 用	説明	<input type="checkbox"/> 使用する	(不確かなデータを使用することによる吸収 量の過大評価がないことを説明すること。)	<input checked="" type="checkbox"/> 使用しない	
	不確かなデータの使 用	説明						
<input type="checkbox"/> 使用する	(不確かなデータを使用することによる吸収 量の過大評価がないことを説明すること。)							
<input checked="" type="checkbox"/> 使用しない								
	C.5.2 モニタリ ング対象とな らない排出 源・吸収源	<p>(モニタリングプランを作成する上で、モニタリング報告対象とならないプロジェクト固有の排出源・吸収源が存在する)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>モニタリング報告対象となら ないプロジェクト固有の排出 源・吸収源</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/>存在する</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/>存在しない</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	モニタリング報告対象となら ないプロジェクト固有の排出 源・吸収源	説明	<input type="checkbox"/> 存在する		<input checked="" type="checkbox"/> 存在しない	
モニタリング報告対象となら ないプロジェクト固有の排出 源・吸収源	説明							
<input type="checkbox"/> 存在する								
<input checked="" type="checkbox"/> 存在しない								
C.6 備考		<p>(モニタリングプロットの設定方法に関する記述)</p> <p>当プロジェクトのモニタリングポイント(予定)を資料 3-3 に示す。プロットの設定に際しては、J-VER モニタリング・ガイドラインに従うものとする。</p> <p>(モニタリングプロットに対応した資料の準備)</p> <p>資料 3-3 参照</p>						

※1: ポジティブリストの条件を全て満たすことを、証拠書類等をもとに説明する。説明にあたっては、証拠書類等の該当箇所が明確になるよう、対応ページ・箇所の明示を行うこと。なお、説明に使用した資料は、名称及び添付資料番号を明記し、巻末の添付資料一覧に整理すること。

D:その他																																					
D.1 関連する許認可及び関連法令	<p>(想定される関連法令等については、別紙「プロジェクト申請方法について」を参照のこと)</p> <p>当該プロジェクトを実施する2サイト(福島県羽鳥山林、福島県日影山山林)は森林法に基づき、森林施業計画を立案し、その森林施業計画に基づいて施業されている森林である。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">番号</th> <th style="width: 60%;">関連法令名</th> <th style="width: 30%;">該当有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">森林・林業基本法</td> <td>(第九条)森林所有者の責務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">森林法</td> <td>(第五条)地域森林計画 (第十一条)森林施業計画</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">森林の間伐等の実施に促進に関する特別措置法(間伐等促進法)</td> <td style="text-align: center;">該当なし</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">種の保存法</td> <td style="text-align: center;">該当なし</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">鳥獣保護法</td> <td>羽鳥山林の一部、日影山山林が鳥獣保護区に指定されているが、間伐時の届出不要。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">騒音規制法</td> <td style="text-align: center;">該当なし</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">景観法</td> <td style="text-align: center;">該当なし</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8</td> <td style="text-align: center;">廃棄物の処理及び清掃に関する法律</td> <td style="text-align: center;">該当なし</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">9</td> <td style="text-align: center;">環境影響評価</td> <td style="text-align: center;">該当なし</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="text-align: center;">福島県立自然公園条例</td> <td>羽鳥山林が県立自然公園内にあるため、随時、報告を行う。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">11</td> <td style="text-align: center;">自然公園法</td> <td>日影山山林が磐梯朝日国立公園に隣接しているが届出義務なし。</td> </tr> </tbody> </table>	番号	関連法令名	該当有無	1	森林・林業基本法	(第九条)森林所有者の責務	2	森林法	(第五条)地域森林計画 (第十一条)森林施業計画	3	森林の間伐等の実施に促進に関する特別措置法(間伐等促進法)	該当なし	4	種の保存法	該当なし	5	鳥獣保護法	羽鳥山林の一部、日影山山林が鳥獣保護区に指定されているが、間伐時の届出不要。	6	騒音規制法	該当なし	7	景観法	該当なし	8	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	該当なし	9	環境影響評価	該当なし	10	福島県立自然公園条例	羽鳥山林が県立自然公園内にあるため、随時、報告を行う。	11	自然公園法	日影山山林が磐梯朝日国立公園に隣接しているが届出義務なし。
番号	関連法令名	該当有無																																			
1	森林・林業基本法	(第九条)森林所有者の責務																																			
2	森林法	(第五条)地域森林計画 (第十一条)森林施業計画																																			
3	森林の間伐等の実施に促進に関する特別措置法(間伐等促進法)	該当なし																																			
4	種の保存法	該当なし																																			
5	鳥獣保護法	羽鳥山林の一部、日影山山林が鳥獣保護区に指定されているが、間伐時の届出不要。																																			
6	騒音規制法	該当なし																																			
7	景観法	該当なし																																			
8	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	該当なし																																			
9	環境影響評価	該当なし																																			
10	福島県立自然公園条例	羽鳥山林が県立自然公園内にあるため、随時、報告を行う。																																			
11	自然公園法	日影山山林が磐梯朝日国立公園に隣接しているが届出義務なし。																																			
D.2 ステークホルダー(森林所有者、森林管理者、森林管理費用負担者等)のコメント	<p>森林施業計画書の作成者である福島中央森林組合及び会津若松地方森林組合に対して、2009年7月に説明を実施し了解済み。</p>																																				
D.3 その他特記事項	<p>本プロジェクトは、京都議定書に定められた温室効果ガスの吸収・削減に寄与するだけでなく、生物多様性条約に定められた生物多様性の保全にも貢献するものである。</p>																																				